

高第 4556 号  
令和 3 年 3 月 18 日

各県立学校長 様

教 育 長

国における緊急事態宣言解除に伴う県立学校における教育活動等について  
(通知)

この度、本県を含む 1 都 3 県において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和 3 年 3 月 21 日をもって解除されることを受け、本県の「特措法に基づき緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」は廃止されることになりました。

については、本県の「実施方針」が廃止されることに伴い、県教育委員会として、感染防止対策を徹底しながら段階を追って対応していくこととしましたので通知します。

なお、国の緊急事態宣言は解除されますが、県内の感染状況については依然として警戒しなければならない状況が続いていることから、別紙を参考に学年末・学年始休業の過ごし方について、児童・生徒等に御指導くださるようお願いします。

＜高等学校、中等教育学校＞

- ア 緊急事態宣言中の時差通学・短縮授業のうち短縮授業は行わず、当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
- イ 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等が実施できるように、校長は、引き続きカリキュラム等の検討を行う。

＜特別支援学校＞

緊急事態宣言中の時差通学及び短縮授業を、当面の間引き続き徹底する。

《県立学校における児童・生徒等への対応等》

- ア 基本的な対応について
- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
  - 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- イ 学習活動について
- 段階的緩和期間が継続される間は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。(令和 2 年 12 月 25 日付け通知時点の対応に戻す。)
  - 段階的緩和期間が終了した後は、授業実施上の留意点を踏まえて実施する。(令和 2 年 7 月 9 日付け通知時点の対応に戻す。)
- ウ 入学式について(令和 3 年 1 月 27 日付け通知のとおり。)
- 感染防止対策を講じて実施する。

- 実施に当たっては、次のように対応する。
  - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとる。(左右は60cm程度、前後は1m程度の間隔を確保。)
  - ・式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒一人につき保護者1名まで。特別支援学校は各学校の実情に応じる。)
- エ 部活動について（令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。）
  - 段階的緩和期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。（令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。）
  - 段階的緩和期間中は、県内の大会等の参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。（令和2年12月25日付け通知時点の対応に戻す。）
  - その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。（令和2年7月9日付け通知時点の対応に戻す。）
- オ 修学旅行等について
  - 修学旅行等の実施については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。
- カ 入学者選抜について
  - 感染防止対策を徹底し、引き続き予定通り実施する。
- キ P T A活動について
  - P T A活動については、P T A役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行うこと。
- ク 学校施設開放について
  - 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、不要不急の外出、特に夜間の外出を自粛する必要性を踏まえ、段階的緩和期間中の夜間（20時以降）における利用は、引き続き中止とする。

段階的緩和期間が終了した後の学習活動、部活動等については、改めて通知します。なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

#### ※段階的緩和期間中の対応

高等学校及び中等教育学校については、令和2年12月25日付け高第3681号教育長通知「県立高等学校等における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」により対応する。

特別支援学校については、令和2年12月25日付け特支第1454号教育長通知「特別支援学校における令和3年1月1日以降の教育活動の実施に係る留意事項等について」により対応する。

問合せ先

【学習活動に関するこ<sup>ト</sup>とについて】

高校教育課

教育課程指導グループ 小野、横谷

電話(045)210-8260 (直通)

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

【部活動（運動部）に関するこ<sup>ト</sup>とについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 桐原、小松

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動（文化部）に関するこ<sup>ト</sup>とについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 櫻井、小原

電話(045)210-8254 (直通)

【P T A活動に関するこ<sup>ト</sup>とについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関するこ<sup>ト</sup>とについて】

生涯学習課

企画推進グループ 貝戸、比留間

電話(045)210-8342 (直通)

## 学年末・学年始休業の過ごし方について

終業式等の機会に校長等から、生徒に対し、学年末・学年始休業の過ごし方について次の趣旨を伝えるようお願いします。

- 国の緊急事態宣言は解除されたが、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではない。県内において、変異種の感染が報道されるなど県内の感染状況については、依然として警戒しなければならない状況が続いている。こうしたことから、休業期間中も引き続き、生活に必要な場合を除き、外出は自粛するとともに、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底して過ごすこと
- 毎朝の検温による発熱チェック、倦怠感、咳などの風邪の症状や嗅覚・味覚等を含めた体調不良等がないか健康観察を行い、記録すること
- 発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診すること
- 体調不良等がある場合や、不安がある場合などは、学校へ相談すること
- 換気が悪く狭い空間で発声するなど、感染リスクが高いと思われる場所には行かないこと
- 飲食店等で食事をする機会がある場合は、飛沫感染を防ぐため、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること
- 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があるものであり、感染した人や症状がある人に対して差別や偏見の意識を持つことのないように、また、SNS等に差別につながるような書き込み等をしないこと

### 《部活動等で活動する生徒向け》

- 部活動等で登校し、教室や部室等を使用する際は、課業期間中と同様に、可能な限り常時換気に努めること
- 共用する器具等を使用した後は、石鹼による手洗いを徹底すること
- 食事をとる機会がある場合は、飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと
- 登下校の際に、公共交通機関の車内では、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、下校時は寄り道をせず、まっすぐに帰宅すること。とりわけ、下校途中での飲食はしないこと

## 知事メッセージ

本日、国は、本県を含む1都3県に発出していた緊急事態宣言を、3月21日をもって解除することを決定しました。

約2か月半にわたり、県民や事業者の皆さんには、外出自粛や時短営業の要請にご協力いただき、改めて深く感謝いたします。

これから最も気を付けなければならないのは「リバウンド」です。リバウンドすれば再び緊急事態宣言に逆戻りもあり得ます。

これから卒業式や入学式、就職や転勤など、人の移動が活発になる時期を迎えます。

そこで本県は、3月22日から概ね1か月程度を段階的緩和期間と定め、必要な対策を当面続けることとします。

県民や事業者の皆さんには、次の事項を徹底いただくようお願いします。

### [県民の皆さんへ]

- 特措法24条9項に基づき、引き続き、生活に必要な場合を除き、外出自粛を要請します。特に、21時以降の外出は控えてください。
- 外食する際は、昼夜を問わず「マスク飲食」を習慣づけてください。ランチやお茶の際も、マスク飲食です。併せて、黙食、個食を実践してください。要するに、「飛沫に徹底用心」です。
- 謝恩会や歓送迎会、新歓コンパなどの宴会は自粛してください。花見も宴会なしでお願いします。

### [事業者の皆さんへ]

- 特措法24条9項に基づき、飲食店等の皆さんには、3月22日から31日までの間、21時まで（酒類の提供は20時まで）の営業時間の短縮を要請します。

要請に応じていただいた場合は、1日当たり4万円の協力金をお支払いしますが、引き続き、「感染防止対策取組書等の掲示」と「マスク飲食の推奨」を条件にします。

なお、4月1日以降の時短要請については、本県の感染状況等を踏まえ、期間や対象地域も含めて、今月中に改めてお示しします。

また、アクリル板の設置や二酸化炭素計測器などを活用した入店制限など、感染防止対策を引き続き強化してください。

- 業種別ガイドラインを遵守するとともに、出勤者数の7割削減に向か、テレワークや時差出勤を継続してください。

- イベントは、大声を出さない場合は収容率 100%、人数上限は 5,000 人以下または定員の 50%以内のいずれか大きい方（上限 10,000 人）まで制限を緩和しますが、開催時間は 21 時までとしてください。

本県は今後も、さまざまな創意工夫を図りながら、医療提供体制「神奈川モデル」を強化していきます。

また、変異株については、通常株よりも感染力が高いとも言われており、県内でも増加傾向にあります。先日、県内で初の死者が出たこともあり、引き続き警戒しなければなりません。そこで変異株対策として、感染者に対する積極的疫学調査を強化して、従来より広い範囲で接触者の検査を行っていきます。また、新型コロナウイルス感染症の患者が変異株による感染かどうかの調査を充実していきます。

県民や事業者の皆さんには、改めて、ウイルスは身近にあるという意識を強く持って、「絶対に感染をリバウンドさせない」ために、基本的な感染防止対策M・A・S・Kを継続して実践いただくようお願いいたします。

令和3年3月18日

神奈川県知事 黒岩 祐治